

資料

令和 6 年 度

事業計画・収支予算

社会福祉法人 福岡県母子福祉協会

百 道 寮

目 次

1. 令和6年度 事業計画	P	～
2.		
(1) 事業概況	P	～
(2) 年間行事計画	P	
(3) 会議・研修計画	P	
2. 令和6年度 収支予算	P	～

1. 令和6年度 事業計画

1. 令和6年度事業計画について

(1) 事業概況

百道寮は、母子生活支援施設を基盤とし緊急一時保護事業、産前・産後母子支援事業、DV被害者等自立生活援助事業、親子支援事業を中心に子育て世帯や暴力、貧困、妊娠等で悩む女性への支援を行っている。今後も、基本理念である「安心して生活できる場」の提供を目指し、家庭を取り巻く社会の変化に柔軟に対応できるよう、ひとり親家庭や困難を抱える女性への支援に積極的に取り組む。

① 事業活動について

ア 管理運営について

全体

- (ア) 入所の受入れについては、関係機関との連携を図りながら、世帯によっては入所前カンファレンスを実施し、安心安全な入所に繋がるよう努める。また、引っ越し支援、家財品貸出、入所日には夕食提供など、安心して入所していただけるよう、きめ細かな対応を心掛ける。
- (イ) 各種研修会(Web研修含む)へ職員を計画的に参加させるとともに、職場内研修(事例検討を含む)を少なくとも年4回は実施する。
また、他職種との連携、情報共有できる機会を積極的に設け、職員の専門性の向上を図る。さらに、施設の基本機能の向上のため、職員同士が意見を出し合い共有できる会議を必要に応じ開催し、意識改革を進める。
- (ウ) 大規模災害時の対応として、従来の事業継続計画(BCP)の見直しを行い、職員が迅速に行動できる様に研修等へ職員を派遣し随時、事業継続計画に反映させていく。

百道寮

- (エ) DV被害者等自立生活援助事業の委託を受け、DV被害等を受けた女性とその同伴児童を保護し、個別支援計画策定、退所後の住居設定や就労支援、福祉サービスへの繋ぎ、金銭的な課題や被害状況に応じた支援を提供することにより、地域での自立した生活が継続できるよう定着支援も併せて実施する。また、施設利用後も関係機関と連携し、DV被害者への自立支援の充実を図る。
- (オ) 地域支援の取り組みとして、令和5年度から「自立支援担当職員」を配置し、「親子支援事業」にも取り組んでいる。退所前後の世帯や地域に暮らす世帯に、母子生活支援施設の持つ養育等に関する相談・支援や物資の提供に継続的に取り組んでいく。
併せて、親子が離れずに支援を受けることができるよう「親子ショートステイ」事業の活用により、短期間、親子が一緒に入所して休息のためのサポートや育児に関する相談に応じる。
また、引き続きライフレスキュー事業(生活困窮者対策事業)及び、福岡県において災害時の福祉支援体制の強化及び他県派遣を想定したDWAT

に参画し、制度のはざままで苦しむ方や災害時要配慮者に対して福祉的側面から支援を行っていく。

こももティエ

- (カ) 「特定妊婦等支援臨時特例事業等」が令和6年度から、「妊産婦等生活援助事業」に再編され、予算の増額が見込まれる。引き続き妊娠SOS相談および居住支援を含めた生活支援を行うほか、妊婦健診未受診妊婦等の訪問による早期の状況把握・相談支援・受診同行等を行い、通所および母子入所による育児や生活に関する専門的な相談支援を実施する。
- (キ) 若年妊産婦の居住支援の受け入れ先として、里親の活用を福岡市から提案されている。利用者の背景や状況により、里親家庭での対応が望ましいと判断される場合に、こももティエから再委託する仕組みを想定している。従来より、福岡市は里親制度の推進には積極的に取り組んでおり、特定妊婦等の支援においても有効と思われるが、実施にあたっては、判断の基準、再委託の流れ、責任の所在等福岡市と十分に協議したうえで進めていく。

イ 利用者を対象とした支援について

全体

- (ア) 利用者の抱える課題は多様化・複雑化しており、関係機関との連携は必要不可欠である。長期的な未就労・DV被害・様々な障がいを持つ母子に対し、適切な社会資源の開拓・交渉・つなぎを行い、関係機関とのネットワークを構築していく。また、退所した世帯や親子支援事業の利用者においては、食支援等を活用しながら家庭訪問・SNS・電話相談等を通して細く長くつながり支援を提供していく。
- (イ) 就労支援では、ひとり親支援センターで開催される講座を紹介し資格取得の支援を実施したり、企業と提携して利用者の個々のニーズに応じた職場を斡旋してもらい稼働に繋げる。
- (ウ) 虐待やDV等による心身の不調を抱えている利用者、または産後に鬱傾向がみられる利用者に対し、カウンセリング等の心理療法を実施することで、情緒の安定を図り子育ての支援につなげる。必要な場合は、病院受診を勧め通院の支援を行う。

百道寮

- (エ) DV被害者等自立生活援助の利用者においては、安全面に細心の注意を払い短期間での自立に向けた支援を行う。また、各機関と連携しながら利用者と社会資源とを結び付けていく。

離婚問題等、短期間での解決が難しい問題については、入所時のみならず退所後も継続して法律事務所同行等の支援を行う。そして、DV等の被害者であることを念頭に置き、心理面のケアにも努める。退所後も地域に定着していけるよう定期的な電話連絡、訪問支援、同行支援、関係機関と

の情報共有を行う。

- (オ) 支援を要する児童においては、保護者、学校、その他関係機関との連携・連絡を密にする事で様々な所見から総合的に判断し、効果的な支援を計画、実施していく。また、個別支援にも重点を置きながら個々の課題解決に努めていく。

児童の権利や立場を尊重した取り組みとして、権利ノートを作成し、児童・保護者への説明を検討する。また、意見箱を設置し利用者の意見を取り入れる仕組み作りを引き続き実施し、児童の権利擁護に努め、児童の意見、悩みや葛藤等を職員がアドボケイトしていきながら、児童の意見表明権の成熟を促す。児童個々の能力に応じた学習目標を設定し継続的かつ個別的な学習支援を実施する事により、基礎学力の向上及び定着を目指す。

また、中高生ミーティングを定期的に開催し、親子関係や進学等の悩みを相談できる場を提供する。

- (カ) 虐待やDV等によりトラウマを抱える母子に対し、プレイセラピーやカウンセリング等の心理療法を実施し、安心感・安全感の形成及び暴力の影響からの回復をめざし母子の自立を支援する。

また、よりよい親子関係を構築するために親子相互交流療法（PCIT）やグループでの集団親子相互交流療法（G-PCIT）を実施し、育児に悩む母親の支援を行う。

- (キ) 保育室では、施設内保育の利点を活かし、母親と保育者が一緒に保育をする機会を設けるほか、子どものこころや行動の問題、育児に悩む母親に対し、親子の相互交流を深め、親子関係の調整を図る。

また、西棟3F屋上のスペースを整備し、ももち園児が夏季の間水遊びを通して子どもの成長に必要な体を使った運動や遊びの活動ができるようにしている。

- (ク) 保育室においては、旬の食材や陶器の食器を使うことで「食」への関心や物を大切にする等の食育にも力を入れていく。

学齢児においても、学校給食がない日に昼食の提供をしたり、四季折々の行事食を提供することで食文化の学びの場とする。

令和5年度は、乳幼児の入所が多かったので、適宜「離乳食教室」等を開催し、母親の食育にも取り組んでいく。

こももティエ

- (ケ) 妊娠SOS相談窓口において、予期せぬ妊娠や出産に悩む妊婦からの相談を電話やメール、LINEで受け付けし、孤立での出産を防ぐとともに、啓蒙にも繋げていく。居住支援では関係機関と連携を図りながら、安心して出産を迎えることが出来るよう支援する。また自立支援計画を策定し、育児手技獲得や生活・就労・諸手続き等の支援を行う。

さらに、アフターケアにおいては相談支援を継続しながら、適切な関係機関に丁寧に繋ぎ、孤立する事がないよう支援する。

- (コ) 産褥期は心身の休養も必要であるため、概ね産後2か月間は昼食・夕食を

提供し、母体の体力回復を図るとともに、睡眠時間や乳児との触れ合いの時間確保に配慮する。

- (サ) 妊婦訪問支援においては、医療機関や各区保健福祉センターと連携を図りながら、健診が滞りがちな妊婦の訪問、受診同行などを実施し、安心安全な出産に向けた支援を行う。

② 関係機関とのネットワーク構築について

母子が関わる機関は、こども家庭センター（子育て支援課、地域保健福祉課健康課）・保護課・保育所・学校・児童相談所・医療関係、司法、また障がい分野等と多岐に渡る。近年利用者のニーズに伴い、関係機関の範囲も拡大してきている。母子の安心安全と自立を目指し切れ目のない支援を行うため、関係機関を訪問して情報共有を図るとともに、各関係機関とのネットワーク構築に努める。また、当施設が実施する、妊産婦等生活援助事業・DV 被害者等自立生活援助事業・親子支援事業の取り組みについて多様な機関に認知してもらえよう訪問・啓発活動を実施していく。

③ 地域との交流について

地域に基盤を持つ施設として、感染症等に十分配慮しながら、地域のニーズ把握や地域の食支援団体等へのアウトリーチに努め、他団体と連携しながら地域支援を積極的に取り組んでいく。また、地域交流を更に展開するために、施設に対する正しい理解・認識の促進を図り、地域交流スペースの運営等にも努める。

④ ボランティアについて

各種のボランティアを受け入れ行事・学童保育補助を受けることでサービスの質の更なる向上を図っていく。

⑤ 防災訓練の強化について

火災や自然災害に備え利用者の安全と財産を守るため、総合避難訓練・夜間避難訓練を実施する。災害弱者の安全な避難経路及び援護の体制強化に繋がるよう防災訓練を通して強化していく。地域においても各団体と連携し緊急時の連絡網を強化していく。

⑥ 施設の維持補修について

西棟の居室等については経年劣化が進んでいるため随時修繕及び取り換え工事を実施していく。さらに、将来的な大規模改修を見据えて準備をしていく。

2. 令和6年度 収支予算